

平成23年11月21日

有資格登録業者各位

独立行政法人土木研究所
寒地土木研究所 経理課

お知らせ（低入札価格調査制度の運用開始について）

寒地土木研究所においては、平成23年12月1日以降に入札公告等の契約手続きをする測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、物品の製造及び役務の提供等におきまして、下記の手続きを行うことになりましたので、十分ご留意の上、入札にご参加願います。

また、当該制度の運用開始については、当研究所の発注が対象となりますので、貴社のご関係の方にもご一報していただけますようお願いいたします。

なお、当該制度について、ご質問等がございましたら、次の担当窓口までご連絡願います。

担当窓口：寒地土木研究所 経理課参事、副参事 連絡先：011-841-1629（内線707、708）

〈低入札価格調査制度の概要〉

1 対象となる調達分野

(1) 測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務

工事については、従前より低入札価格調査制度の運用を開始しておりますが、今回から、新たに測量業務、建設コンサルタント業務及び地質調査業務の請負契約についても、対象となります。

(2) 物品の製造及び役務の提供等

物品の購入、物品の売払い、保守契約を含まない賃貸借については、当該制度の対象外となります。

2 対象となる範囲

独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則第19条の基準に該当する範囲

（予定価格が1,000万円を超えるもの）

3 当該制度の内容

発注者が独立行政法人土木研究所契約事務取扱細則第12条の規定に基づき作成した予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者としますが、上記2に関する調査、次に該当すると認められるときには、予定価格の制限の範囲内で価格をもって申込みをした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とすることがあります。

(1) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるとき

4 その他

上記2の基準に該当する入札を行った者は、寒地土木研究所の契約職等が行う調査に協力しなければならない。